

令和7年度 第1回守口市男女共同参画審議会会議録

日 時 令和7年8月22日（木）午後3時～4時10分

場 所 守口市役所 1階 会議室104（対面開催）

出席者 木下みゆき委員 巽真理子委員 仁科あゆ美委員 西田茂生委員
大井由喜子委員 行武弘江委員 加藤淳一委員 光宮猛委員
喜多村祐里委員（以上9名）

欠席者 鬼木友希委員

事務局 市民生活部田中部長 人権市民相談課塔本課長 乾口課長代理
西田主任
ジェイエムシー株式会社 平岡

会議の進行次第

1. 開会
2. 第4次守口市男女共同参画推進計画の骨子（案）及び
施策体系（案）について
3. その他

審議内容

1. 開会
委員変更の報告 谷掛 千里（解職） 喜多村 祐里（委嘱）

○木下議長：本日は、傍聴希望者はありますか。

○事務局：本日は、1名の傍聴希望者がございます。
傍聴を許可してよろしいでしょうか。

○木下議長：傍聴者の入室をお願いします。

○木下議長：令和6年度第2回審議会の会議録の取り扱いについて事務局より説明をお願いします。

○事務局：令和6年度第2回審議会会議録案を送付させていただきましたが、修正がないようでしたら、木下会長と異副会長に署名押印いただいたものを第2回議事録として取り扱い、市のホームページに公開させていただきます。

○木下議長：資料の確認をお願いします。

○事務局：配布資料は、次第・委員名簿・座席表・第4次男女共同参画推進計画の骨子（案）及び施策体系（案）・第4次男女共同参画推進計画策定に向けた統計データ・第4次男女共同参画推進計画の骨子（案）についての意見・守口市男女共同参画審議会規則・傍聴に関する取扱いについて、となります。案件としては、第4次守口市男女共同参画推進計画の骨子（案）及び施策体系（案）について、その他となっています。

2. 第4次守口市男女共同参画推進計画の骨子（案）及び施策体系（案）について

○木下議長：「第4次守口市男女共同参画推進計画の骨子（案）及び施策体系（案）について」を事務局から説明をお願いします。

○事務局：別表の第3次計画と第4次計画の章立て案対照表をご覧ください。計画書全体が第1章から第5章までと資料編で構成されているのは前期計画（第3次計画）と同様です。第1章の内容は前期計画とほぼ同じ項目ですが、それぞれ内容を更新しています。

第2章が前期計画と異なっている点は、前期計画では「守口市の現状」のみを記載していたのを、「1. 男女共同参画にかかわる社会の変化」で、全国的な傾向を記載したうえで、「2. 男女共同参画にかかわる本市の状況」として、本市における状況を記載しています。次に「3. 第3次計画における取組と評価」を記載しています。

第3章は、4項目のうち「1. 基本理念」と「4. 施策の体系」は同じです

が、「2. 基本的視点」としていた項目を「計画がめざす姿」に、「3. 基本目標」を「3. 重点目標」と変更しています。

第4章の項目にあたる「施策体系」の大きな変更点は3つあります。1つ目は、前期計画の基本目標2と4をひとつにして、基本目標3に設定したことと、2つ目は、前期計画では子育て支援、高齢者施策、障がい者施策を含んでいましたが、これらはいずれも個別計画で取組がされていることから、本計画では、関連施策とする方向で考えました。3つ目は、体系の階層が「基本目標」「基本方針」「施策の方向」「具体的な施策」「内容」の5段階となっていました。3つ目は、体系の階層が「基本目標」「基本方針」「施策の方向」「施策の内容」の4段階に変更したことです。

第5章は前期計画を引き継いでおります。

資料編では、前期計画では「用語解説」の項目を設けていましたが、次期計画では用語解説は、最初にキーワードが出てきたページに掲載する予定です。また、国の法律は基本法のみ掲載し、市の条例や要綱と年表は前期計画通りに掲載を予定しています。

【骨子案について】

1 ページ 第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本計画の法的根拠となる「基本法」の規定を記載したうえで、本計画で包含して策定する、DV防止基本計画、女性活躍推進計画、困難女性支援基本計画の根拠となる個別法について記載しています。

そのうえで本市のこれまでの計画策定の経緯と、現行計画期間の終了に伴い、第4次計画を策定することを記載しています。

2 ページ 2. 計画の基本的な性格

男女共同参画社会の実現を目指す総合的な計画として、本市が実施すべき施策を体系化して網羅的に含む計画であることを記載しています。

3. 計画の位置づけ

1つ目に、本計画が、「守口市男女共同参画推進条例」に基づくものであると同時に、「基本法」に基づく計画として、国や大阪府の計画を踏まえて策定すること、2つ目に、「DV防止法」、「女性活躍推進法」、「困難女性支援法」に基づく計画を包含していること、3つ目に守口市総合基本計画を最上位計画とする部門別計画として他の計画との整合を図って策定することを記載してい

ます。

4. 計画の期間

計画期間は、10年間とし、社会情勢の変化などに応じて見直しに対応することを記載しています。

3 ページ 5. 計画策定の背景

(1) 世界の動向

国連の女子差別撤廃条約から始まる取組からSDGsにおける「ジェンダー平等」の位置づけを記載したうえで、国際的な会議での「ジェンダー平等」の認識と「ジェンダー主流化」の動向について記載しています。

4 ページ (2) 日本の動き

日本では、「女子差別撤廃条約」の批准に向けて国内法の整備が進められたこと、その後の「基本法」の施行と目的、さらに、「DV防止法」から「困難女性支援法」にいたる個別法の制定や改正について記載しています。

従来の国立女性教育会館を機能強化して、独立行政法人男女共同参画機構が新設されることに伴い、基本法が改正されていますので、そのことを反映した内容に次回までに修正いたします。

また、内閣府で審議中の「第6次男女共同参画基本計画」は、7月29日の計画策定専門調査会で骨子案が示されましたが、ここでは、骨子案が示される前の情報を記載していますので、今後修正させていただきます。

5 ページ (3) 大阪府の動き

大阪府のこれまでのプラン策定の動向や、条例制定、「男女いきいき・元気宣言」事業者登録制度の創設から、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」の導入、直近では、「大阪府困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」の策定までについて記載しています。

6 ページ 第2章 男女共同参画を取り巻く状況

1. 男女共同参画にかかわる社会の変化

全国的な男女共同参画にかかわる社会の変化について取り上げています。

(1) 家族の変化

少子高齢化や結婚観の変化等を背景にした世帯構成の変化では、40年前には「夫婦と子供」の世帯が4割を占めていましたが、直近の国勢調査では25%まで減少する一方で、単独世帯が約4割を占めるようになっています。

その背景には、男女とも未婚率の上昇があります。

こうした変化に対応した法整備が求められている状況です。

7 ページ (2) 女性と仕事

女性の就業率は大きく上昇して、年齢階級別就業率のグラフでは、M字の底が上昇し、ほぼ台形を描くようになっていました。しかし、正規雇用比率では、いわゆるL字カーブを描いており、男性の正規雇用率とは大きな差が見られます。女性は、結婚や出産を機に非正規で働く人が増える傾向がみられます。共働き、専業主婦世帯にかかわらず、夫の家事関連時間は極めて短いという実態もあり、家事・育児負担の女性への偏りや、固定的な役割分担意識等の影響があると考えられます。

8 ページ (3) ジェンダー・ギャップの状況

世界経済フォーラムのジェンダー・ギャップ指数では、日本は、経済と政治分野が極めて低いために118位/148か国という状況です。

国連開発計画が算出しているジェンダー不平等指数の順位は、22位/172か国となっています。

ここでは、「国の『第6次基本計画』において取り組むべき事項の第1番目に『指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会に向け、国際的水準も意識しつつ、ポジティブ・アクションも含め、人材登用・育成を強化する』ことを掲げています。」と書いていますが、現時点の国の骨子案では、1番目は、「性別にかかわらず全ての人にとって働きやすい環境づくりと女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進」となっており、2番目に「意思決定過程への女性の参画を一層加速する」となっています。

10 ページ (4) ジェンダーにもとづく暴力

ジェンダーにもとづく様々な暴力では、男性が被害に遭うこともありますが、被害者の圧倒的多数は女性であり、近年、デジタル性暴力の被害が拡大、また、低年齢化して、深刻な状況となっていることを記載しています。

12 ページ 2. 男女共同参画にかかわる本市の状況

男女共同参画データ集から、本市の状況を記載しています。

(1) 世帯構造の変化

本市の世帯構成は、全国や大阪府と同様に夫婦と子どもからなる世帯の割合が大幅に減少する一方で単独世帯の割合が増加しています。また、高齢者の単独世帯も年々増加しており、そのうち3分の2を女性が占めています。

13 ページ (2) 方針決定過程への女性の参画

本市の審議会委員の女性割合は、20%台半ばで推移しており、第3次計画で掲げた目標を達成できておりません。

市職員管理職の女性割合も、府内市町村平均と比べて低い状況です。

14 ページ (3) 女性の就労状況

全国と同様に本市においても共働き世帯は年々増加して、女性はすべての年代で労働力率が上昇しています。

しかし、雇用形態をみると、女性はパート・アルバイトが多い状況がほとんど変化していません。

15 ページ (4) 市民意識調査からみる意識と実態

社会における男女の地位の平等感

15 ページから 18 ページは「市民意識調査」の結果から抜粋して掲載しています。内容の説明は昨年度に報告していますので、省略いたします。

もし、現在掲載している項目ではなく、別の結果を掲載したほうがよいというご意見があれば、願いたします。

また、第4章の各部分で調査結果を掲載することも考えていますので、ご意見を受けて、次回は全体の素案の形で審議していただきたいと思います。

19 ページ 3. 第3次計画における取組と評価

次期計画策定にあたって関連事業の実施状況を庁内関係各課に照会した結果の自己評価と基本目標ごとの評価と課題を記載しています。

(1) 第3次計画における目標値の達成状況

最初に前期計画で掲げていた指標の達成状況を一覧表で掲載しています。

市民意識調査結果では、ワーク・ライフ・バランスの言葉の認知、「男は仕事、女は家庭」という考えに反対する割合は、目標値を上回りました。男性市職員の育児休業取得率も大幅に上回りました。

一方で、審議会等における女性委員の割合につきましては、目標値を下回りました。

(2) 第3次計画における取組の評価と課題

各担当課に対して関連事業の取組状況を自己評価してもらった結果を一覧表にしています。

また、基本目標ごとに取組の成果と課題を記載しています。(内容を抜粋して紹介)

基本目標1. あらゆる分野における女性の活躍につつまして、市職員の女性

管理職比率については、教育分野では、女性管理職比率は継続的に増加し、令和7年度には20.9%となるなど、一定の成果がみられる分野もありますが、市全体としては目標値を達成しておらず、今後もより一層の取組が必要は状況であります。

基本目標2. 女性等に対するあらゆる暴力の根絶では、本市では令和6年度から女性相談支援員を配置し、相談対応を行い、困難な問題を抱える女性への支援に努めているところであります。

基本目標3. 男女共同参画意識の醸成につきましては、本市におきまして、市内全域に配布する「広報もりぐち」に「守口市男女共同ニュース」として啓発記事を掲載しているほか、人権コーナーでの情報発信などを行っております。

基本目標4. 誰もが安心・安全に暮らせる環境整備につきましては、ライフステージに応じた健康づくりでは、高齢者数が増加するなかで、従来型の健康相談や健康教育に加え、「高齢者の保健と介護予防の一体的実施」において、ハイリスク者の個別指導や健康講座等の実施が必要と考えております。

24 ページ 第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

前期計画で例の基本理念を設定しています。

次いで「2. 計画がめざす姿」を示して、「3. 重点目標」では、次期計画で重点的に取り組む目標を設定して、メリハリをつけた取組を進めていきたいと考えています。

2. 計画がめざす姿

前期計画では「2. 基本的視点」としていた項目を「計画がめざす姿」として、総合計画で掲げる「一人ひとりが自分らしく活躍できるまち」と設定しています。

25 ページ 3. 重点目標

本市においては、1つ目は、審議会委員や女性管理職の女性参画に課題があること、2つ目は、「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分担意識は変化している一方で、様々な固定観念に生きづらさを感じている人が多いことから、国でも啓発を進めているアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の気づきが必要であること、3つ目は、困難女性支援法への対応が必要である、という3点から重点目標を掲げて、取り組みたいと考えています。

26 ページ 4. 施策の体系

3つの基本目標と10の基本方針に整理し、施策の方向は内容をわかりやすく整理いたします。基本方針の1)から3)が女性活躍推進計画に該当し、基本方針の8)がDV防止基本計画、8)と9)が困難女性支援基本計画に該当いたします。

第4次男女共同参画推進計画骨子(案)の説明は以上でございます。

次に、骨子(案)の意見についてです。

骨子(案)意見についての資料をご覧ください。

(別紙 資料を読み上げ)

以上、委員の皆様の見解を紹介しました。これ以外でご意見やお気づきのこと、追加などがあれば、ご発言いただければと思います。

○木下議長：一覧表の3項目目と10項目目以外の項目については事務局案を承認ということでよろしいでしょうか。よろしければ、ここで3項目目と10項目目についてのご意見をいただきたいと思います。3項目目は、女性が非正規で働く背景要因を追記してはどうかというご意見です。

○巽委員：追加するならば根拠になるデータが必要ですが、私は見たことがありません。ここに書かれていることは当たっていると思いますが、あえて非正規を選ぶ女性もいるので、書くのなら、そのことも書く必要があると思います。

○西田委員：生活支援をしている立場から見た現状として、こうした背景があって非正規雇用を選ばざるを得ない人がいると考えて書かせていただきました。女性の社会進出が増えている中で、管理職になる女性も増えていますが、なりたくてもなれない女性もいます。その背景には育児や介護の負担が女性の活躍を阻害する要因としてあると考えました。

○木下議長：データに基づいて言い切れるならよいですが、そうでなければ難しいと思いますが、いかがですか。

○喜多村委員：保育サービスの不足というデータはあるのかなと思います。守口市で保育所の待機児童が多いとかの問題があれば、そのように言えると思いますが、非正規で働くことが必ずしも悪いとは言い切れませんので、この文章は気になりました。ライフスタイルや働き方への考え方は変わってきています。ここで、この2つの文章を入れるのはどうかなと思います。特に2つ目の「自己評価の低下」は表現がきつすぎるように感じます。

○木下議長：ほかの追記部分では「L字カーブ」という言葉はよく使われており、男性との差が大きいことも統計から言えるので、問題ないと思いますが、この2つだけを根拠なしに、このページに入れるのは難しいように思いますがいかがでしょうか。

○事務局：保育サービスの不足については、守口市では幼児教育・保育の完全無償化をしていますが、足りていないのは事実です。待機児童は0ですが、保護者の希望に合わないので入所を断るという「かくれ待機児童」の問題はあります。守口市の「かくれ待機児童」は、他市に比べて多い状況で、そうしたデータはあります。

○仁科委員：この意見は、女性相談に寄せられる悩みを通して実感していますが、ここに入れなくても、このあとの具体的な施策を書くときに、こうした視点を持っていればよいと思います。

○木下議長：これから作成される第4章で具体的な内容を書くときに反映することをお願いします。次に25ページの重点目標の修正案についてはいかがですか。事務局で修正案を示していただいています。こちらについてのご意見ををお願いします。

○西田委員：基本目標に人材育成のことが書かれていたので、追加したほうがよいと思いました。

○木下議長：事務局の修正案の加筆でよいということで承認いたします。事前に出していただいた意見は以上ですが、他にありませんでしょうか。

○巽委員：21 ページの「男性の家事・育児参加」ですが、「参加」の言葉が他人事のように感じるということで、男性の子育て界限では批判が出ていることでもありますので「参加」は使わない方がよいと思います。「参加」よりも「参画」を使うか、「男性の家事・育児の促進」などにしたほうがよいと思います。

○木下議長 「育児参加」が何回か出てきますが、「参加」は使わず「参画」は残す方向でお願いします。

○仁科委員：12 ページの世帯構造の変化について、家族の変化があり、守口市の世帯構造にも変化があることが説明されています。これに関しては、参考データとしての記載ということですが、高齢者の単独世帯の3分の2を女性が占めているということや、困難女性の支援や高齢女性の孤立・貧困にかかわることですので、今後の具体的な施策を考えるときに、関わってくる内容だと思います。

○木下議長：第4章の施策内容に反映していただきたいというご意見です。

○事務局：第4章に反映する形で考えたいと思います。

○木下議長：ほかに第4章に盛り込んでいただきたいというご意見があれば、ご指摘をお願いします。

○喜多村委員：「ジェンダー平等意識の定着」とありますが、男女は生物学的に平等にされると困ることもあります。女性の女性らしさを大切にすることは、基本理念にある、「自分らしく活躍できるまちづくり」には大切になるので、何でもかんでも平等というとは少し違うかと思います。

○巽委員：平等は何でも同じにすることではなく、ジェンダー平等とは多様性を認めることだと思います。男女の身体の違いや、女性らしい女性もそうでない女性もそれぞれを認めること、誰もが一人ひとりが多様な存在であると認め

ることを目指していると理解しています。

○喜多村委員：多様性の尊重と書いていただいているので、そうだと理解しています。

○木下議長：かつて「ジェンダーフリー」という言葉に対して、男女の違いをなくすことと誤解されたことがあります。が、「ジェンダー平等」とは、ジェンダーにかかわらず、人として平等であり、多様性を認めるということになります。

○喜多村委員：保健所で対応するのはDVや虐待事案が多いのですが、守口管内は大阪府内でも多い地域となっています。家庭内で男性が女性に暴力をふるうなど、社会的弱者の視点が必要な場面で、間違った解釈でとらえられないように配慮していただけるとよいと思います。

○木下議長：審議としては以上となりますが、事務局から何かありますか。

○事務局：本日の意見を集約して、可能な限り対応していきます。その内容につきましては議長の一任でお願いしたいです。

3. その他

○事務局：次回審議会は、日程調整の回答を基に、10月14日10:00を予定しています。ご都合の悪い委員には誠に申し訳ありません。

○木下議長：次回審議会は10月14日で決定とします。それでは、本日はありがとうございました。第1回守口市男女共同参画審議会を閉会します。

上記のとおり会議録を要点筆記形式で記録し、後日のために確認し、署名・押印します。

会 長

副会長
